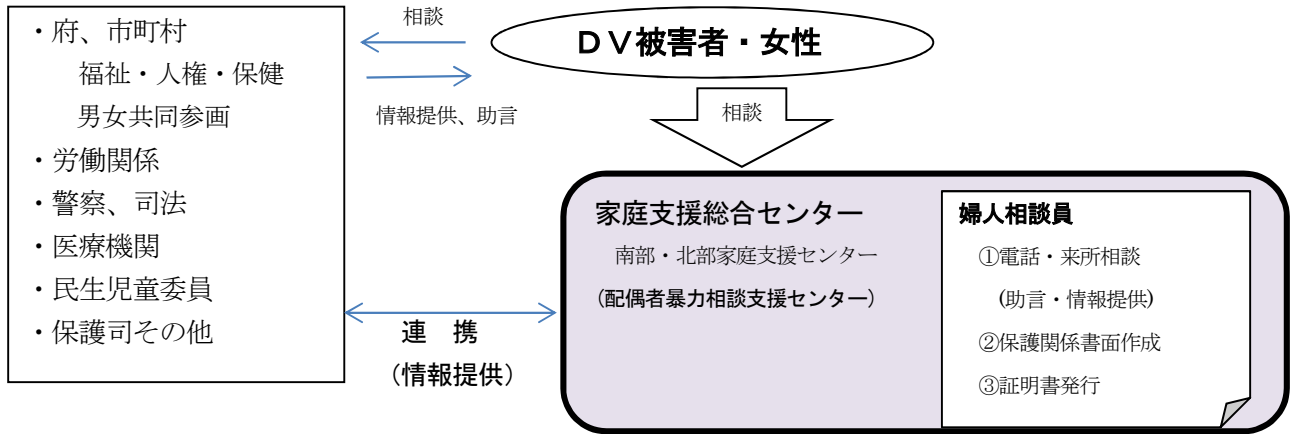


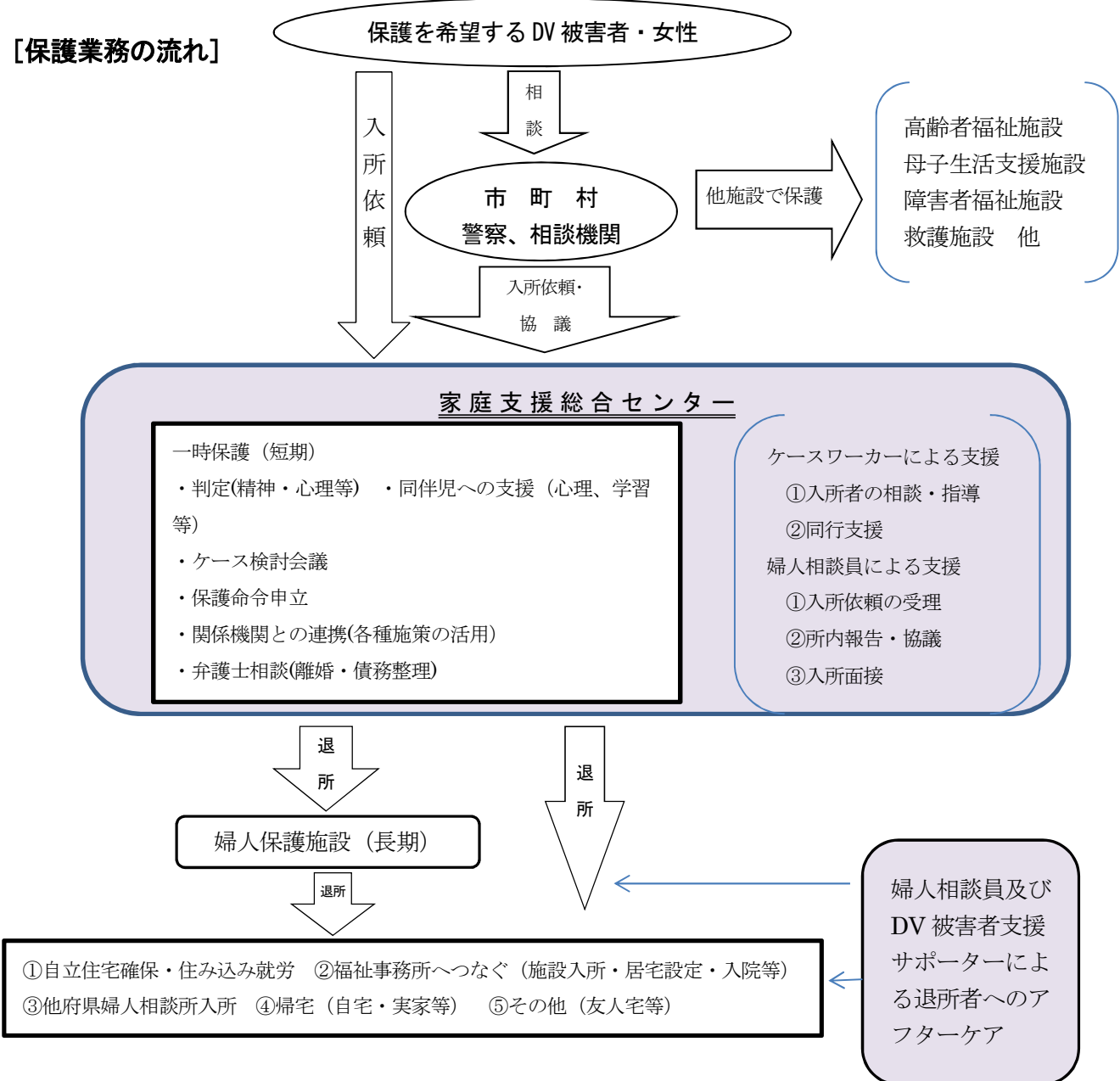
第4部 DV・女性相談の業務

1 相談・保護業務概略図

[相談業務の流れ]



[保護業務の流れ]



2 婦人保護事業の対象者

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

婦人保護事業が対象者とする女子は次のとおりである。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
- エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者（居所がない者、恋人からの暴力被害女性等）

3 広報・啓発・研修

女性相談窓口やセンター機能の周知を図るとともに、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者からの相談に対応する市町村職員の研修や、婦人相談員等の資質向上を図るためのセンター内研修を実施している。

- センター通信等の発行、リーフレット等の配布
- DV被害者支援研修会等の開催（再掲）

内容	日時・場所
京都府で受けている相談について、実績（統計）から考察する	令和3年8月3日(火) 家庭支援総合センター
『精神疾患に基づく行動化への理解を深める』 講師: 京都府精神保健福祉総合センター 医師 中村 佳永子氏	令和4年3月1日(火) 家庭支援総合センター

- 講演会・講習会への出講

日時	出講依頼元	対象者	講義内容
令和4年2月14日	京都犯罪被害者生活支援センター	犯罪被害者支援ボランティア	京都府のDV相談について

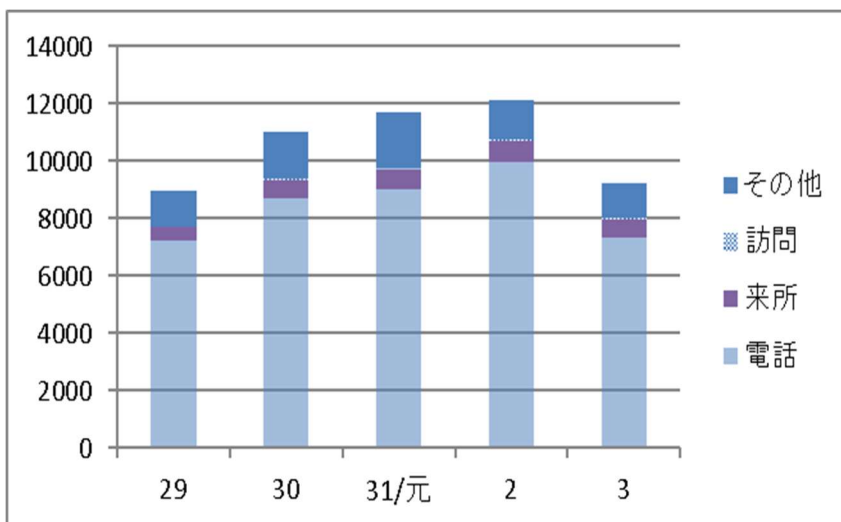
4 業務実績

(1) 相談の状況

ア 相談形態別状況

(単位:件)

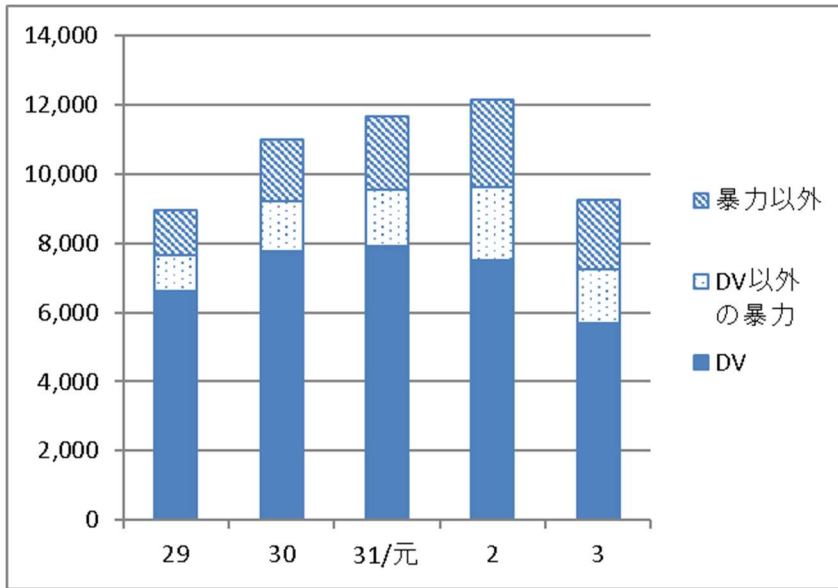
年度	電話	来所	訪問	その他	計
29	7,183	492	21	1,246	8,942
30	8,669	664	14	1,653	11,000
31/元	9,038	662	41	1,941	11,682
2	9,973	723	39	1,402	12,137
3	7,346	662	48	1,191	9,247



イ DV相談の状況

(単位:件)

年度	DV	DV以外の暴力	暴力以外	計
	(夫・内夫等)	(親子デートDV等)	(居所なし等)	
29	6,625	1,022	1,295	8,942
30	7,785	1,426	1,789	11,000
31/元	7,902	1,661	2,119	11,682
2	7,512	2,127	2,498	12,137
3	5,687	1,560	2,000	9,247

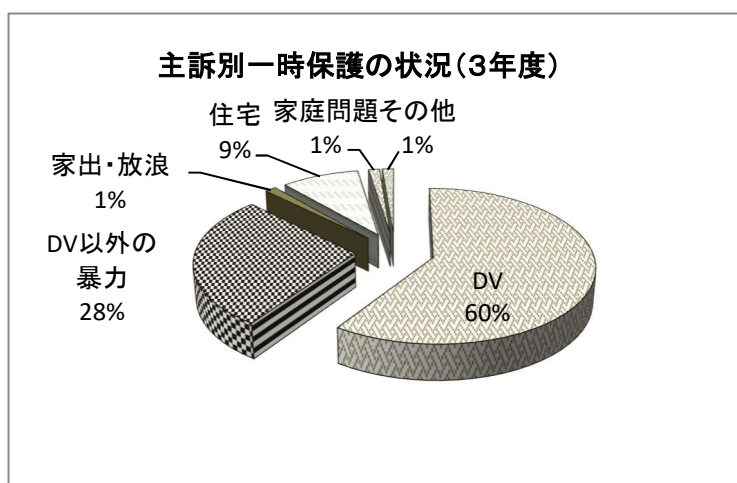


(2) 保護の状況

ア 主訴別一時保護の状況

(単位:件)

年度	DV	DV以外の暴力	家出・放浪	住宅	経済・サラ金	家庭問題	その他	計
29	84	24	3	4	-	-	-	115
30	88	26	2	12	-	8	4	140
31/元	88	28	1	18	1	11	-	147
2	87	38	1	12	-	8	-	146
3	47	22	1	7	-	1	1	79



イ 退所理由別退所状況

(単位:人)

年度	婦人保護施設入所	帰宅			就職(注)	他府県 婦人相談所	福祉事務所の支援				無断退所	その他	計	
		自宅	実家	就職(注)			母子生活 支援施設	住宅設定	入院	その他				
29	2	43	26	17	8	1	40	19	8	3	10	-	14	108
30	9	39	21	18	10	1	48	27	9	5	7	-	29	108
31/元	5	45	26	19	15	-	55	30	6	4	15	-	20	140
2	2	50	31	19	13	2	50	23	4	8	15	-	24	141
3	1	30	15	15	2	0	27	15	8	0	4	-	17	77

(注) 就職には、住み込み就職の他、自力での住宅確保を含む。

第5部 障害者相談の業務

1 相談業務の内容

(1) 相談の種類

ア 身体障害者、知的障害者に関する専門的な支援（相談・判定）

身体障害者、知的障害者や家族、市町村、障害福祉サービス事業所等の求めに応じて、身体障害者、知的障害者に対する専門的な知識及び技術を必要とする支援を、来所、巡回、訪問等により実施

- ・補装具費の申請に関する支援

補装具費の交付・修理の要否、処方及び適合判定

- ・補装具費交付後の使用状況確認・訓練等に関する支援

(補装具フォローアップ事業)

- ・自立支援医療に関する支援

身体障害者に対する自立支援医療（更生医療）の要否等について、文書による判定を実施。じん臓機能障害と心臓機能障害については、それぞれ専門医による審査を経て判定

- ・療育手帳判定及び発行

- ・障害福祉サービス利用、生活上の悩みや心配事等に関する相談

(個別支援相談)

- ・特別支援学校高等部卒業予定者の進路に関する相談（地域生活相談）

- ・視覚障害に関する相談

失明や視力が低下した府民等に対して、日常生活上の悩みや福祉用具、福祉制度などについての相談会を、関係機関・団体の協力のもとに実施

イ その他の専門的な支援

- (ア) 市町村や障害福祉サービス事業関係職員の資質向上を図るため、研修等を実施
身体・知的障害に関すること、補装具及び補装具判定に関すること、医療的ケアに関すること等

- (イ) 補装具の処方及び適合判定に関する業務を適正に実施するため、補装具製作者等を指導

- (ウ) 市町村等が業務を円滑に実施するための、必要な情報の収集及び提供を実施

- (エ) 地域リハビリテーションの推進のため、関係機関の実施する高次脳機能障害に係るカンファレンスに参加するなど、関係機関と連携

- (オ) 相談支援事業者及び総合相談支援センターに配置されている専門職員への支援及び連携

(2) 相談の方法

ア 身体障害関係

(ア) 来所及び巡回等による相談

- ・来所相談（予約制）

科 目	実施曜日	受付時間	実施場所
整形外科(肢体不自由)	毎週水曜	午後2時～4時	城陽相談室

診察を伴わない補装具利用に関する相談も随時実施（予約制）

*場所：城陽相談室（旧身体障害者更生相談所）

- ・巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談（予約制）

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科（肢体不自由）	年度当初に決定
耳鼻咽喉科（聴覚障害）	同上

- ・在宅重度身体障害者訪問診査

来所及び巡回相談に参加することが困難な在宅の重度身体障害者に対して、医師等を派遣して診査及び相談を行う訪問診査を実施

(イ) 視覚障害に関する相談会（視覚相談会）

（福）京都ライトハウス及び（福）京都視覚障害者支援センター等関係機関・団体の協力のもとに、毎年度6市町で6回実施

イ 知的障害関係

(ア) 療育手帳判定、地域生活相談、個別支援相談等（予約制）

来所及び巡回による相談を実施（主に中丹以北の相談は巡回）

施設入所者等についても訪問を実施

- ・療育手帳の判定及び交付

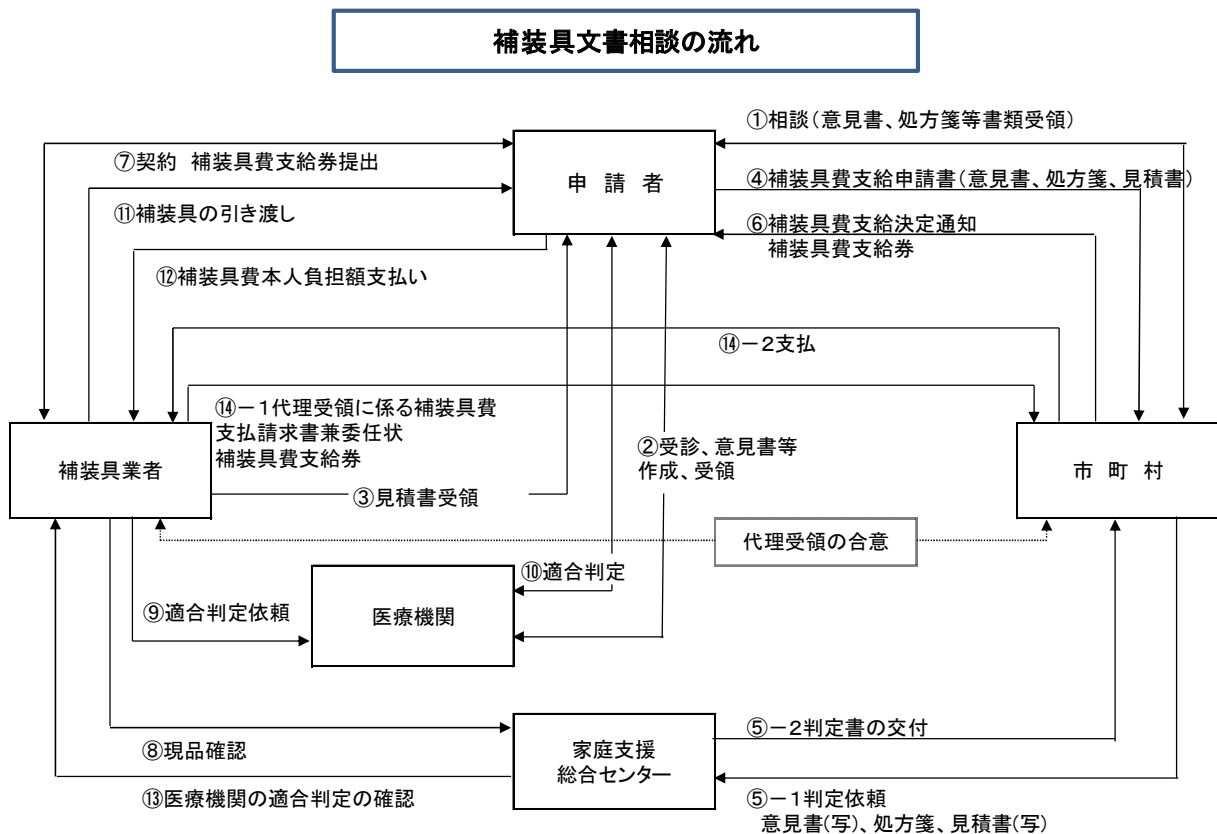
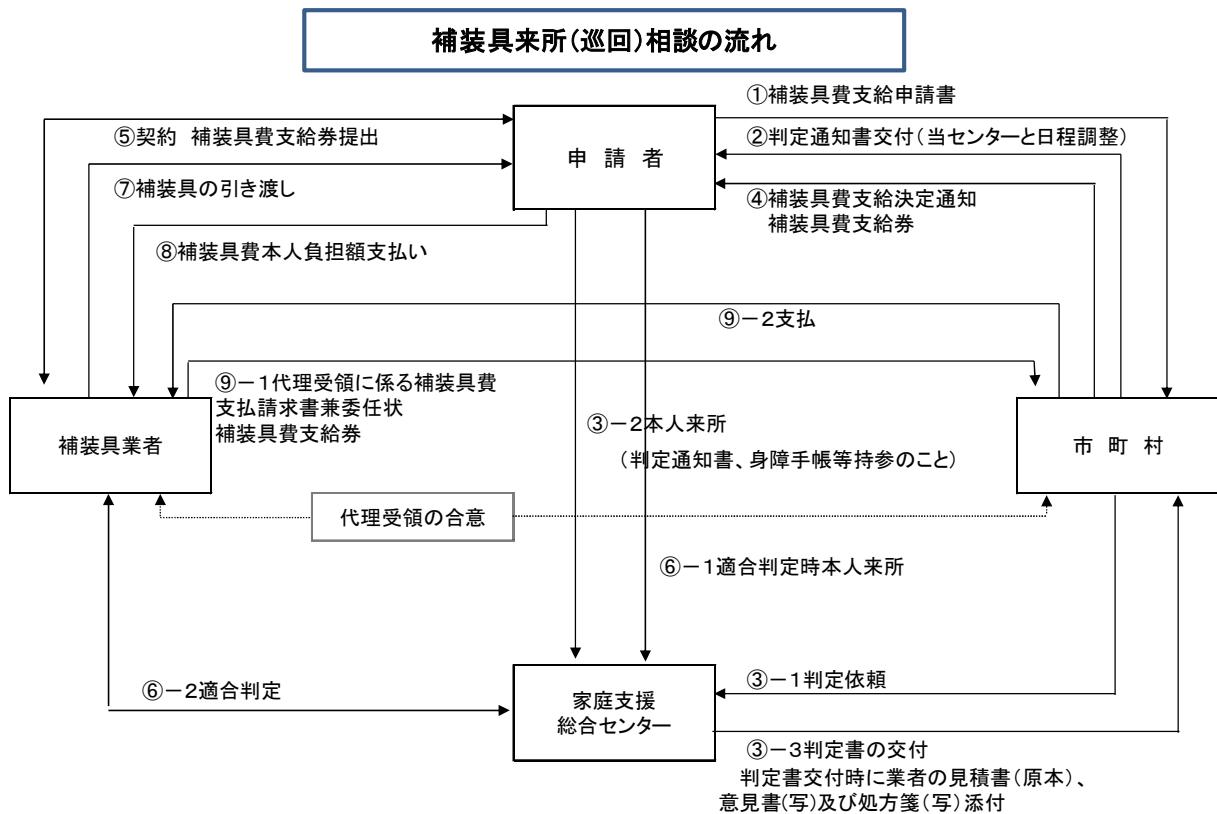
判 定	18歳以上の者	全府域分を実施
	18歳未満の者	センター（児童部門）管轄地域分を実施
交 付	全府域分を実施	

(イ) ケース会議

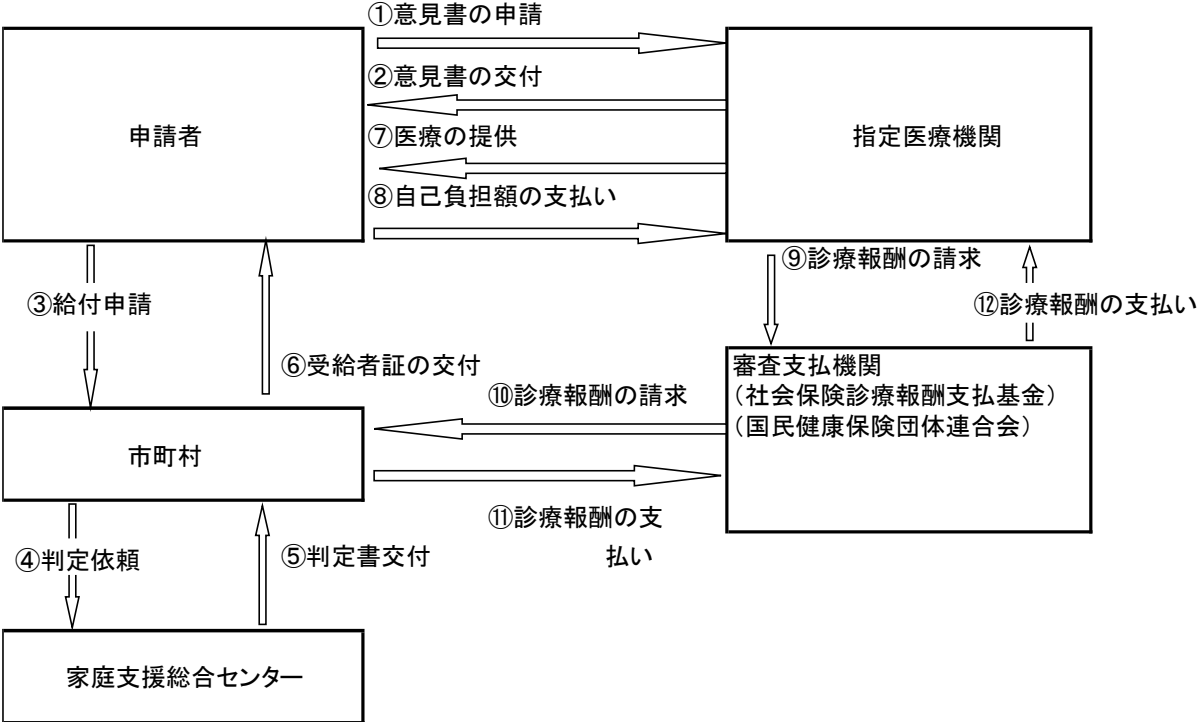
相談・判定を実施したケースのうち総合的に検討が必要とされるものについてケース会議を開催し、支援の方向性を検討。会議には市町村、障害者生活支援センター、特別支援学校、施設等関係機関が出席し、相互の情報、意見交換を行い一人ひとりにあった適切な支援が行えるよう検討（巡回による会議開催も有）

相談・判定を実施していない場合でも、市町村等関係機関主催のケース会議に必要に応じて出席し、専門的立場からの助言を実施

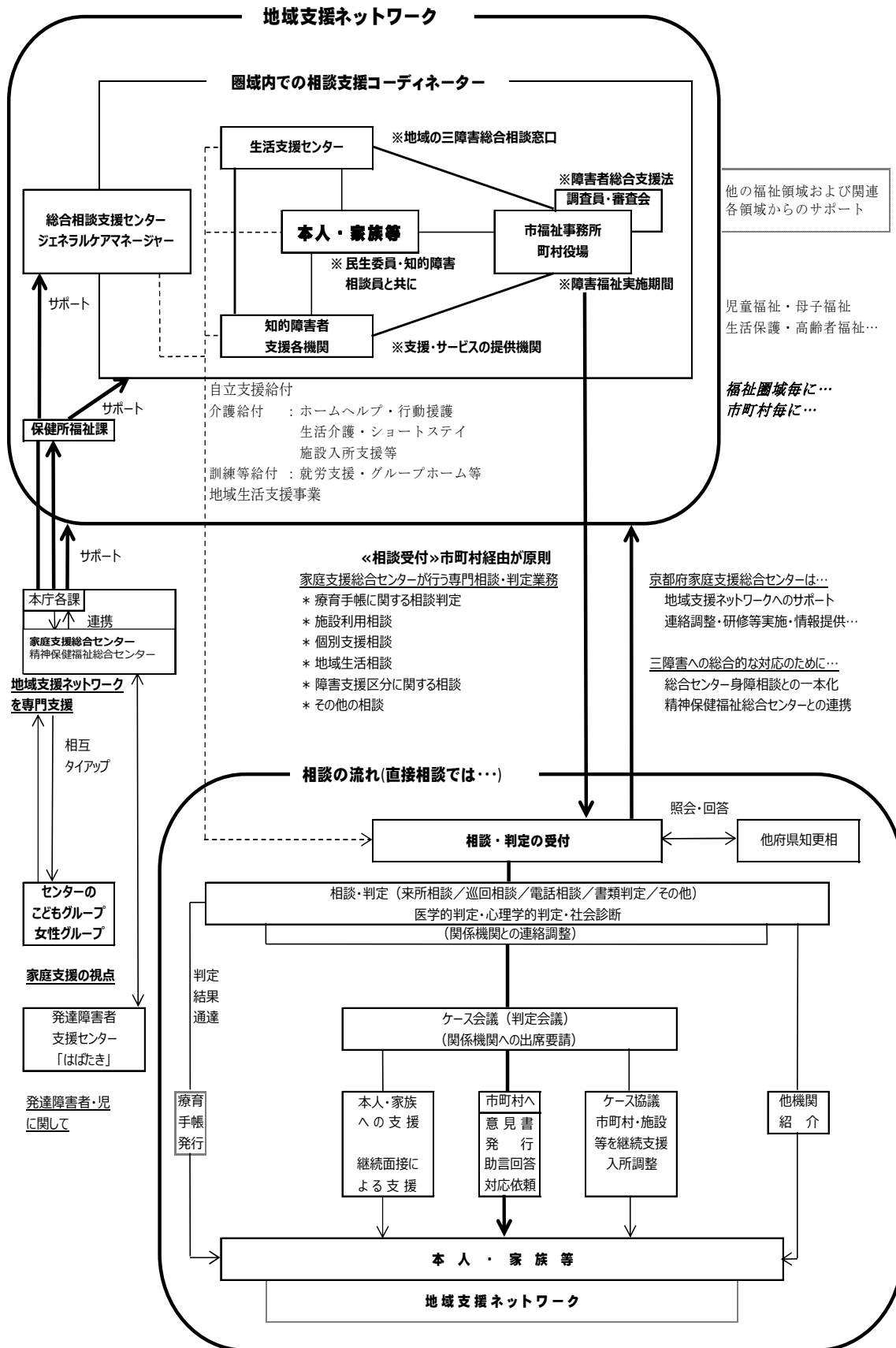
(3) 身体障害者相談・支援の概念図



自立支援医療(更生医療)の流れ



(4) 知的障害者相談・支援の概念図



【参考資料】 療育手帳判定区分と再判定期間（18歳以上の場合）

療育手帳の判定については、従来から知的能力に社会生活能力を加味して総合判定しています。
18歳以上の知的障害者に対する判定方法や判定基準のガイドラインは下記のとおりです。

（平成24年度に一部改訂）

〔判定の方法と、判定区分〕

標準化された知能検査・発達検査を実施し、社会生活能力について聞き取った上で、手帳の新規申請の場合は原則として精神科医による診断を行い、これらの結果から評価することを目安とします。発症時期が18歳未満であることが必須条件となります。その上で、個別的勘案事項（身体障害や行動障害など）の有無及び程度や、次回判定年月などを検討し、総合判定を行います。

社会生活能力は、身辺自立・移動・意思交換・生活文化・家事職業の5つの領域について調査し、社会生活能力の程度を、最重度～軽度の4段階で評価します。

		社会生活能力の評価				知的障害程度の区分		
		最重度	重 度	中 度	軽 度	手帳判定区分	障害程度	
知能指数	IQ20以下	A 1	A 1	A 3※	評価せず	A	A 1・A 2	最重度
	IQ21～35	A 3※	A 3※	A 3	B 1		A 3・A 4	重 度
	IQ36～50	A 3	B 1	B 1	B 1	B	B 1	中 度
	IQ51～75	B 1	B 1	B 2	B 2		B 2	軽 度

注：「評価せず」について…知的障害の特性に鑑み、IQ20以下で社会生活能力が軽度となるような場合はあり得ないとの観点から、この区分については評価対象としません。

身体障害者手帳1～3級所持者について、上表の太線で囲った領域に判定された場合、身体障害の程度を勘案し、下表に従って障害程度を1ランク上位に評価します（合致しない場合は、上表に従って判定します）。

上表の判定区分	身障手帳所持判定区分	障害程度
A 3※	A 2	最重度
B 1	A 4	重 度

〔再判定期間〕

手帳判定区分に応じて、次回判定までの期間を下表のとおりとします。

障害程度	最重度	重度1	重度2	中度・軽度
手帳区分	A 1・A 2	A 3※	A 3・A 4	B 1・B 2
基本となる期間	設定せず	設定せず	10年	10年
配慮等を要する場合	期間をケースに応じて任意に設定（1～10年の範囲）			

注：重度1に該当するものを上表でA 3※と表記しています。

- ・上記判定はあくまでも目安であり、個々の障害に応じて判定します。
- ・50歳を超えた者については、障害程度にかかわらず、原則として次回の再判定を設定しません。
- ・知能検査、発達検査の結果の表記については、知能指数（IQ）又は発達指数（DQ）を使用しています。

2 業務実績

<身体障害者への相談等>

(1) 取扱人員

(単位:人)

		29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	3年度構成比
取扱人員		4,227	4,015	4,201	3,757	3,569	100
方法	来 所	660	644	685	627	607	17
	巡 回	436	475	420	371	360	10.1
	文 書	3,131	2,896	3,096	2,759	2,602	72.9
障害	視 覚	79	76	61	48	59	1.7
	聴覚平衡	354	391	389	351	346	9.7
	音声言語等	12	17	12	6	15	0.4
	肢体不自由	2,122	2,095	2,186	2007	1781	49.9
	内部障害	1,660	1,436	1,553	1,345	1,368	38.3

(2) 相 談

(単位:件)

		29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	3年度構成比
相談件数		4,357	4,087	4,297	3,867	3,608	100
内容	障害者手帳	0	0	0	0	0	0
	自立支援医療	2,481	2,216	2,458	2,118	2,035	56.4
	補装具	1,876	1,871	1,839	1,749	1,573	43.6
	その他	0	0	0	0	0	0

(3) 判定

(単位:件)

		29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	3年度構成比
判定書交付件数		3,312	3,122	3,294	2,943	2,781	100
補装具	義肢	57	67	69	59	53	1.9
	装具	269	255	243	244	206	7.4
	補聴器	302	357	345	328	332	11.9
	車椅子等	163	188	155	135	109	3.9
	その他	40	39	24	59	46	1.7
	計	831	906	836	825	746	26.8
更生医療	肢体不自由	804	762	890	767	652	23.4
	心臓等	1,396	1,101	1,181	944	980	35.2
	じん臓	247	328	371	400	388	14
	肝臓	17	7	1	1	0	0
	その他	17	18	15	6	15	0.5
	計	2481	2216	2458	2118	2035	73.2
施設入所		0	0	0	0	0	0

(注) 「心臓等」には、免疫障害を含む(以下同じ)

(4) 身体障害者巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談

科目	開催市町村・回数
整形外科(肢体不自由)	11市町・35回
耳鼻咽喉科(聴覚障害)	5市町・5回
	新型コロナウイルス感染症対策のため3市町で延期

(5) 視覚相談会

	開催市町村・回数
相談会	2市町 ・ 2回
講演会（相談会と併催）	新型コロナ感染症対策のため延期

(6) 在宅重度身体障害者訪問診査

来所相談や巡回相談に出席が困難な重度の身体障害者に対して、家庭訪問や医療機関、障害者施設に職員を派遣し、補装具費（重度障害者意思伝達装置、電動車椅子等）の支給決定に関する訪問調査

対象者：33人

(7) 補装具フォローアップ事業

補装具交付後のアフターケアとして、理学療法士等が病院や家庭訪問等を行い、補装具の使用状況を確認し、補装具訓練等を実施

対象者：9人

(8) 研修会等の開催

ア 医療的ケアを必要とする障害者への支援に関する研修会

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する職員を対象に、姿勢管理や呼吸管理の難しい重症心身障害児（者）を理解し、より支援の現場で役立ててもらうことを目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院）

年月日	内容	場所	参加者数
令和3年11月1日	関節拘縮を伴う重度障害者（者）への対応	家庭支援総合センター	100名 集合型11名 オンライン型89名

イ 医療的ケアに従事する看護職員実地研修

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する看護職員等を対象に、その障害特性や医療的ケアについての理解と看護技術の向上を目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院・花ノ木医療福祉センター）

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
令和3年12月20日 ～12月22日	Web形式による研修会 障害者医療・摂食嚥下機能 ・人工呼吸器・呼吸管理・ 感染管理・日常生活援助・ 口腔ケア・療育等	南京都病院 花ノ木医療 福祉センター	17名

ウ 市町村新任障害福祉担当者研修会

障害者福祉の業務に携わって1年目の職員を対象に、基礎的な知識の獲得を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
令和3年6月7日	身体障害者手帳、療育手帳、 補装具、自立支援医療（更生 医療）の各制度説明等	家庭支援総合 センター	28人

エ 市町村障害福祉事務職員研修会

障害者福祉の業務に携わって2年目以降の職員を対象に、現場で直面する様々な課題に的確に対応できる能力の醸成を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
令和3年 11月15日（月）	① 市町村で支給を判断する補装 具 ② 補装具支給事務について ③ 電動車椅子について ④ 市町村で判断する補装具につ いて	家庭支援総合 センター	23人

〈知的障害者への相談等〉

(1) 相談判定取扱状況の推移

年度	実施区分	取扱い実人数(人)	相談内容									判定内容				判定書等交付件数			
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学判定	心理判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計
29	来所	796	57	0	40	97	98	0	477	176	945	110	378	674	0	420	265	685	
	巡回	223	22	0	22	0	180	43	267	210	430	22	198	210	0	179	21	200	
	計	1019	79	0	40	119	98	0	657	219	1212	132	576	884	0	599	286	885	
30	来所	914	60	0	6	75	46	0	711	170	1068	83	412	751	0	681	183	864	
	巡回	206	18	0	0	30	0	178	18	244	31	177	196	404	0	178	18	196	
	計	1120	78	0	6	105	46	0	889	188	1312	114	589	947	0	859	201	1060	
31/令和元	来所	807	72	0	18	101	139	0	621	199	1150	116	441	1022	0	564	278	842	
	巡回	185	23	0	0	36	0	161	23	243	36	184	207	427	0	161	23	184	
	計	992	95	0	18	137	139	0	782	222	1393	152	625	1229	0	725	301	1026	
令2	来所	573	61	0	18	93	84	0	386	199	841	105	293	709	0	343	237	580	
	巡回	153	18	0	0	22	0	135	18	193	22	153	170	345	0	135	18	153	
	計	726	79	0	18	115	84	0	521	217	1034	127	446	879	0	478	255	733	
令3	来所	589	46	0	6	67	118	0	413	119	769	83	274	684	0	346	230	576	
	巡回	166	26	0	0	36	0	141	25	228	36	167	192	395	0	141	26	167	
	計	755	72	0	6	103	118	0	554	144	997	119	441	876	0	487	256	743	

(2) 実施機関別相談内容内訳

	取扱い 実人数	相談内容						計	
		施設	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	その他		
市 部	福知山市	57	4	0	9	10	43	4	70
	舞鶴市	79	6	0	9	7	55	23	100
	綾部市	40	5	1	5	4	29	6	50
	宇治市	103	6	0	14	17	88	6	131
	宮津市	18	4	0	4	2	13	4	27
	亀岡市	58	4	0	8	11	48	7	78
	城陽市	39	3	0	3	10	24	16	56
	向日市	33	3	2	4	7	21	12	49
	長岡京市	35	7	1	5	8	24	6	51
	八幡市	59	2	0	6	12	44	8	72
	京田辺市	40	5	1	5	5	32	4	52
	京丹後市	60	2	0	3	7	35	24	71
	南丹市	20	2	0	1	2	15	2	22
	木津川市	33	4	0	6	5	26	7	48
	小計	674	57	5	82	107	497	129	877
保 健 所 管 内 町 村	乙訓保健所	5	1	1	1	0	3	1	7
	山城北保健所	21	5	0	6	3	16	4	34
	山城南保健所	25	3	0	6	5	17	5	36
	南丹保健所	5	1	0	2	1	3	1	8
	中丹西保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	中丹東保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	丹後保健所	25	5	0	6	2	18	4	35
	小計	81	15	1	21	11	57	15	120
合計	755	72	6	103	118	554	144	997	

(3) 療育手帳相談判定

(単位:件)

区分 年度	来所			巡回			書類判定			合計
	新規	再	小計	新規	再	小計	新規	再	小計	
29	44	275	319 (52.5%)	28	144	172 (28.3%)	45	72	117 (19.2%)	608
30	39	370	409 (50.2%)	28	156	184 (22.6%)	29	193	222 (27.2%)	815
31/ 令和元	47	338	385 (53.7%)	23	138	161 (22.5%)	38	133	171 (23.8%)	717
令和2	57	254	311 (51.2%)	34	137	171 (28.1%)	50	76	126 (20.7%)	608
令和3	50	275	325 (50.2%)	21	165	186 (28.7%)	43	94	137 (21.1%)	648

<参考:療育手帳所持者数の推移>

(単位:人)

年度	総数	18歳未満	18歳未満 内訳				18歳以上	18歳以上 内訳					
			0~5	6~11	12~14	15~17		18~30	31~40	41~50	51~60	61~69	70~
29	11,158	2,271	282	851	500	638	8,887	2,827	1,910	1,909	933	671	637
		%	12.4	37.5	22.0	28.1	%	31.8	21.5	21.5	10.5	7.6	7.2
30	11,433	2,355	270	882	543	660	9,078	2,867	1,906	1,950	1,019	651	685
		%	11.4	37.5	23.1	28.0	%	31.6	21.0	21.5	11.2	7.2	7.5
31/ 令和元	11,589	2,373	260	892	556	665	9,216	2,877	1,907	1,967	1,094	650	721
		%	11.0	37.6	23.4	28.0	%	31.2	20.7	21.3	11.9	7.1	7.8
令2	11,786	2,349	255	879	561	654	9,437	2,948	1,940	1,979	1,187	636	747
		%	10.9	37.4	23.9	27.8	%	31.2	20.6	21.0	12.6	6.7	7.9
令3	12,067	2,379	257	917	537	668	9,688	3,037	1,945	1,978	1,289	660	779
		%	10.8	38.5	22.6	28.1	%	31.3	20.1	20.4	13.3	6.8	8.0

(4) 地域生活相談実施状況

特別支援学校卒業予定者についての地域生活相談（進路相談）実施数

与謝の海	舞鶴	中丹	丹波	宇治	向日が丘	八幡	城陽	南山城	計
10	6	9	6	5	11	10	9	8	74

(5) 個別支援相談

障害者福祉サービスの利用や就労、地域生活等に関して、課題を抱えている本人や家族、関係機関等からの依頼を受けて、心理判定を行い、今後の支援のあり方について相談を行う。

・個別支援対象者 … 1 件（令和2年度 4件）

(6) 相談対応としてのケース会議の実施状況

特別支援学校卒業予定者についての地域生活相談（進路相談）や個別支援相談について、関係機関によるケース会議を開催する。

・進路相談、個別支援相談に係るケース会議
… 75 件（令和元年度 76件）

(7) 研修会等の開催

市町村障害福祉事務職員研修

※身体障害者への相談「(8) 研修会等の開催 工」を参照

第6部 ひきこもり相談の業務

1 業務内容

ひきこもりの問題は、ひきこもっている本人だけでなく、家族をも巻き込んだ家庭問題である。当事者だけで解決することが難しいため、状況を改善していくためには家族全体を支える第三者の存在が重要である。当センターでは、精神保健相談員や臨床心理士等の専門スタッフによる相談対応や家族教室開催、相談支援従事者に対する研修会等を実施している。

(1) 電話相談・面接相談・家庭訪問等

ひきこもり相談専用電話にて、ひきこもりの問題を抱える家族や本人の電話相談を実施している。精神保健相談員や臨床心理士等の専門スタッフが相談に対応し、必要に応じて、下記会場にて面接相談を行っている（面接相談は予約制）。

また相談の内容や本人の希望を勘案し必要な場合は家庭訪問や関係機関への同行支援等を行っている。

併せて、相談内容に応じて、府内で活動している民間支援団体（相談・訪問、居場所の提供、学習支援等）や就労支援に関する情報提供を行っている。

<面接相談会場>

南部 京都府家庭支援総合センター（平日）

北部 京都府福知山総合庁舎（原則、第1・3水曜日）

(2) 家族教室の開催（開催状況は別表）

ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりを理解し、適切な対応方法を学び、また、同じ悩みを抱える家族が交流できる場を持つことを目的に、家族のための教室を開催している。

(3) 研修会の開催（再掲）

ひきこもり相談支援に従事する市町村、NPO等関係団体の職員に対する研修会を北部（宮津市）、中部（亀岡市）及び南部（京都市）地域で開催している（今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、Zoomを用いたリモート開催も実施）。

<ひきこもり支援対応強化研修>

（基礎編）

開催日	場所	内容
令和3年10月19日	宮津市福祉・教育総合プラザ	ひきこもりについて学ぶ等 会場開催(一部会場でZoom併用)
令和3年10月27日	ガレリアかめおか(亀岡市)	
令和3年11月2日	キャンパスプラザ京都(京都市)	

(実践編)

開催日	場所	内容
令和3年12月1日	西駅交流センター(舞鶴市)	ひきこもり当事者を地域で支える等 会場開催
令和4年1月21日	ガレリアかめおか(亀岡市)	
令和4年1月26日	キャンパスプラザ京都(京都市)	

(4) チーム絆 地域チームとの連携

ひきこもりの相談については、当センターとともに、京都府が民間支援団体（6団体）に委託している「地域チーム」が地域での相談に応じている。

当センターと地域チームでは相談支援状況の報告・共有やケーススタディ等を定例で行っている。

<チーム絆地域チーム6団体（平成30年度）>

乙訓地域	NPO法人乙訓障害者事業協会「乙訓もも」
山城北地域	ほっこりスペース あい
山城南地域	社会福祉法人南山城学園 京都府「チーム絆」山城南相談室
南丹地域	京都府チーム絆 学びの森
中丹地域	NPO法人ニュートラル
丹後地域	企業組合労協センター事業団「ひととわ」

2 業務実績

(1) 相談の状況

ア 電話相談件数推移

(件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
27	445	193	24	139	89
28	433	202	24	153	54
29	461	211	30	179	41
30	353	126	35	140	52
元	502	186	25	212	79
2	487	275	46	85	81
3	466	158	14	151	143

イ 面接相談件数推移 (件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
27	889	496	57	323	13
28	796	419	63	307	7
29	867	371	123	373	0
30	903	451	139	309	4
元	1043	581	141	321	0
2	744	527	50	167	0
3	770	666	33	71	0

ウ 訪問支援件数推移 (件)

年 度	合 計	家庭訪問	出張面接	関係機関への訪問
27	68	2	40	26
28	80	4	51	25
29	209	73	102	34
30	552	268	224	60
元	651	232	340	79
2	675	253	381	41
3	834	319	363	152

エ 面接相談(実件数) (件)

年度	合 計
27	162
28	151
29	143
30	122
元	159
2	111
3	122

オ 訪問支援(実件数) (件)

年度	合 計
27	26
28	27
29	39
30	57
元	85
2	89
3	90

(2) ひきこもりを支える家族教室の開催状況

<基礎編>

会場：家庭支援総合センター	延		新規
	家族数	人数	(家族数のみ)
第1回 令和3年5月25日、6月4日 オリエンテーション、ひきこもりの基礎的知識を学ぶ	19	22	10
第2回 令和3年6月22日、7月2日 精神科医療について	26	27	2
第3回 令和3年7月27日、8月6日 家族って何??その1	28	31	5
第4回 令和3年8月31日、9月3日 緊急事態宣言を受け中止			
第5回 令和3年9月28日、10月1日 家族って何??その2	23	27	1
第6回 令和3年10月26日、11月5日 本人の体験談	28	30	2
第7回 令和3年11月16日、12月3日 アンガーコントロール<基礎編>	30	33	1
第8回 令和3年12月14日、17日 支援事例の紹介～相談から支援、社会資源の活用方法～	26	27	2
第9回 令和4年1月25日、28日 発達障害について	21	22	0
第10回 令和4年2月22日、25日 今年度の振り返り、まとめ	17	17	0
計	218	236	23

全体合計	延 218家族 236人 / 実23家族
------	----------------------

注)新規については、『今年度新規』の件数を計上(今年度以前に参加経験のある家族も含まれる)

<実践編>

会場：家庭支援総合センター	延		新規
	家族数	人数	(家族数のみ)
令和4年3月22日 アンガーマネジメント(実践編)	24	26	0

第7部 児童虐待・DV被害者支援の業務

1 業務内容

地域生活に不安があると思われる児童養護施設等退所者やDV被害者及びその同伴児童に対して、地域で安定した生活が継続して営めるように関係機関と連携を図りながら横断的、継続的な支援、「寄り添い型家庭支援事業」を実施している。

また、虐待を繰り返してしまう保護者に対し、再発防止のための教育、支援プログラムを実施するとともに、関係者等を対象とした研修、啓発事業を実施した。

さらに「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」に基づき、里親の確保や制度の普及啓発に取り組んだ。

(1) 児童養護施設等退所者への支援

ア 個別支援

虐待等により児童養護施設等に入所した者で、就職等により施設を退所した後も、様々な理由で、家庭に戻れず単身生活を始める者に対して、安定した生活を送れるよう個別支援を行った。

・令和3年度 支援対象者 60名 (うち支援者数 59名)

イ 居場所の提供

委託先：アフターケアの会メヌエット (代表 安保千秋)

平成27年度から京都市内の事務所等で退所者の交流等を目的としたイベントや相談支援を実施。

・サロンドツキイチ (月に一度、居場所事務所等での食事会) 開催 (開催数6回、延48名)

・令和4年3月10日 高校卒業を祝う会 (児連協共催事業)

ウ ニュースレターの送付等

活動内容の紹介、退所者とのつながりを目的にニュースレターを年4回発行

エ 退所者連携会議 (主催 京都府児連協)

・令和4年1月17日 京都府児連協加盟施設とアフターケアの現状について
情報共有

(2) DV被害者等への支援

ア DV被害者への支援

一時保護所に入所したDV被害者等で一時保護所を退所後、府内に住居を設定する者に対して、女性相談と連携を取り地域での生活が安定、定着できるように支援を行った。

・令和3年度 支援者数 2名

イ DV被害者の同伴児童への支援

一時保護所に入所したDV被害者等の同伴児童に対して、行動観察等を実施す

るとともに必要に応じて心理検査等を実施、退所先の関係機関と連携を取り、退所児童が新しい地域で安定した生活が送れるように支援を行った。

・令和3年度 支援者数 60名（乳幼児33名、就学児27名）

(3) 保護者支援

ア 虐待を繰り返す（おそれのある）保護者への教育・支援

要保護児童対策地域協議会、各センターで指導中の保護者等を中心に虐待を繰り返さない、よりよい家族関係が築けるよう教育、支援事業を行った。

① MY TREE ペアレンツ・プログラム（虐待をしてしまう保護者の支援プログラム）

	実施回数	場所	出席者
事前説明会	1回(資料配付)	—	—
プログラム (セッション・面接・同窓会)	中止	綾部総合庁舎	—
	16回 (令和3年8月18日 ～令和4年3月18日)	家庭支援総合センター	実6名
事業報告会	4回	家庭支援総合センター 一等	計11名

② 寄り添いカウンセリング（虐待をしてしまう保護者対象のカウンセリング）

実施期間等	場所	参加者
通年月2～3回	家庭支援総合センター 宇治市役所	31名（延88名）
通年月1回	綾部総合庁舎	9名（延36名）

③ トリプルP（育児スキルがないために虐待をしてしまう保護者の集中トレーニング）

実施回数	場所	参加者
7回 (令和4年1月21日 ～3月11日)	家庭支援総合センター (2回目以降ZOOM切り替え)	実5名

(4) 里親制度の普及啓発、里親支援

里親登録希望者等への研修を実施するとともに、里親委託推進、広報啓発、里親の登録台帳管理、里親会事務局として関係者の連絡調整等を行った。

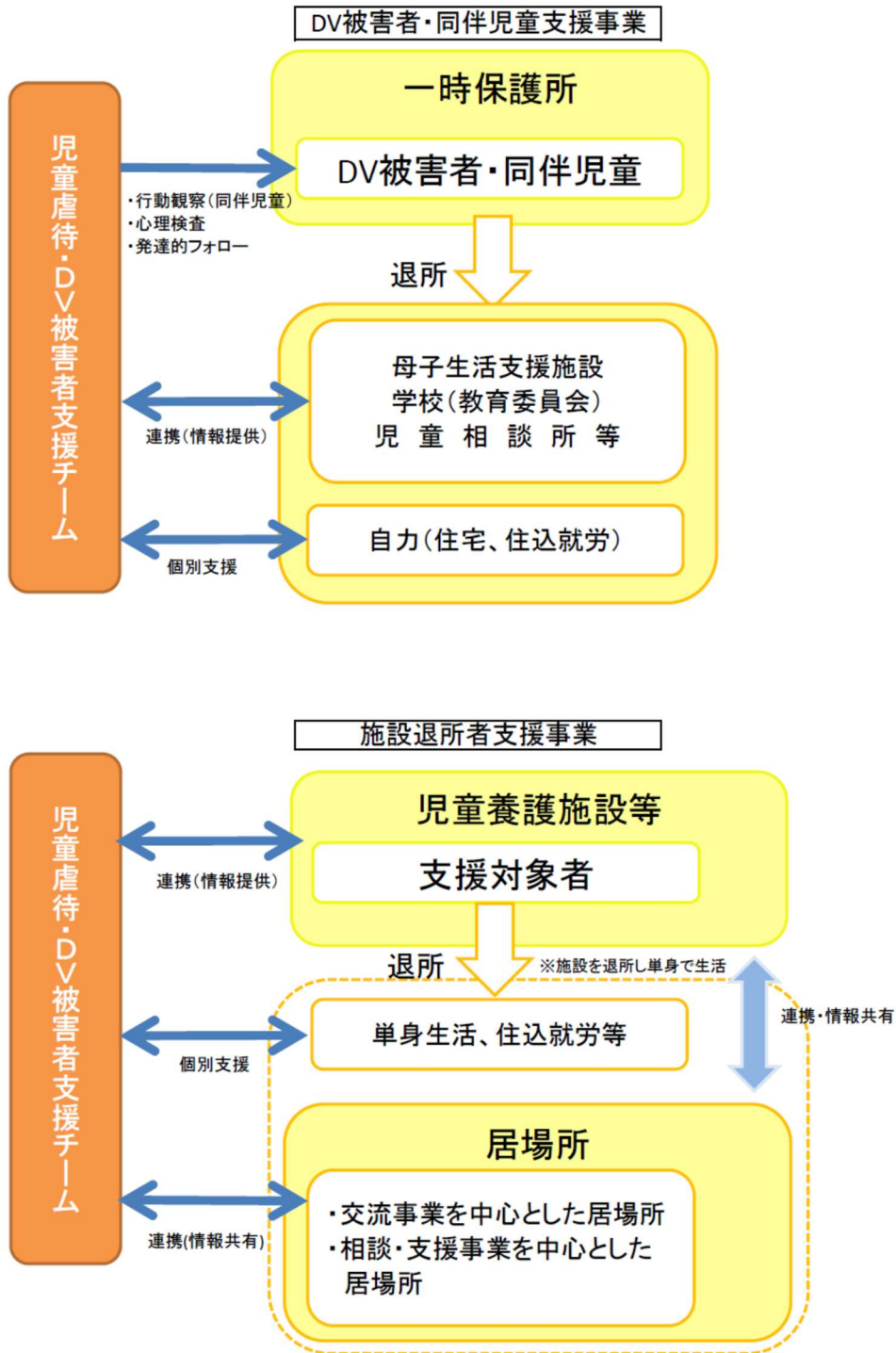
里親研修

- ・基礎研修 5月は7/3に延期（参加者7組11名）、11/6（参加者3組5名）
- ・登録前研修 5月は7/10、11に延期（参加者17組27名）
11/13、14（参加者7組11名）
- ・更新研修 9/12（参加者11組18名）

里親広報

- ・市役所出張説明会（宇治市 10 回）
- ・里親出前講座出講（オンライン相談会 6 回、
亀岡地区人権啓発推進協議会 研修会 1 回）

支援フロー図（寄り添い型家庭支援事業）



第8部 非行少年等立ち直り支援の業務

1 業務内容

非行等の問題を抱える少年に対し、学校や警察、家庭裁判所等幅広い関係機関と連携して、支援プログラムを作成、様々な体験活動等を通じた立ち直り支援及び地域の民間支援団体等と連携した居場所（ユース・コミュニティ）づくり

(1) 寄り添い型支援（関係機関から紹介を受けた少年への支援）

ア 対象とする少年

学校や警察、児童相談所等の関係機関から紹介を受けた、概ね中学生から成人に至るまでの少年及びその保護者

イ 支援内容

支援コーディネーターを中心に、非行の要因を検証するためのケース会議を関係機関と連携して開催、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成し、体験活動等を通じて立ち直りを支援

ウ 支援プログラム

- (ア) 基本プログラム：支援コーディネーターによる継続的な面談、見守り
- (イ) 体験活動プログラム：介護・保育、ボランティア、農作業、スポーツ、音楽 等
- (ウ) 就学支援プログラム：学習支援、登校・進学、編入資格、高卒資格取得支援 等
- (エ) 就労支援プログラム：職業基礎能力の習得、就労体験、就職相談 等
- (オ) 家庭支援プログラム：保護者面談、カウンセリング、地域活動参加 等

(2) 家庭裁判所係属中少年への支援

ア 対象とする少年

家庭裁判所に送致され係属中で、非行が比較的軽微又は試験観察中の少年

イ 支援内容

社会貢献活動や地域住民との対話等を通じて自己を振り返り、地域社会の一員としての自覚を認識させることにより再非行防止を図る

ウ 支援プログラム（立ち直り支援地域力活用プログラム）※プログラムはすべて非公開で実施

- (ア) 非行が比較的軽微な少年（社会貢献活動への参加）
地域のNPOやボランティア団体が実施する清掃活動等に参加
- (イ) 試験観察中の少年（地域住民との対話等）
社会貢献活動に加え、地域団体の代表者等との対話等を実施（対象少年の状況に応じ、家庭裁判所との個別調整により支援内容を決定）

(3) 少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業 (平成 26 年度～)

ア 対象とする少年

家庭や学校に居場所がなく、非行等の課題を抱える、概ね中学生から成人に至るまでの少年

イ 支援内容

対象少年たちの居場所を設置し、支援プログラムにより、自分の居場所や役割、存在価値を見いだすことにより非行・再非行の防止を図る

※地域で活動する民間団体に委託し、府内 2 箇所を設置

(令和 2 年度)

京都市・乙訓地域	乙訓少年支援の会「ひまわり」
山城地域	京都南部少年少女自立支援の会「青空」

ウ 支援プログラム

少年の悩み相談や学習支援、体験活動等

2 業務実績

(1) 支援人数

(人)

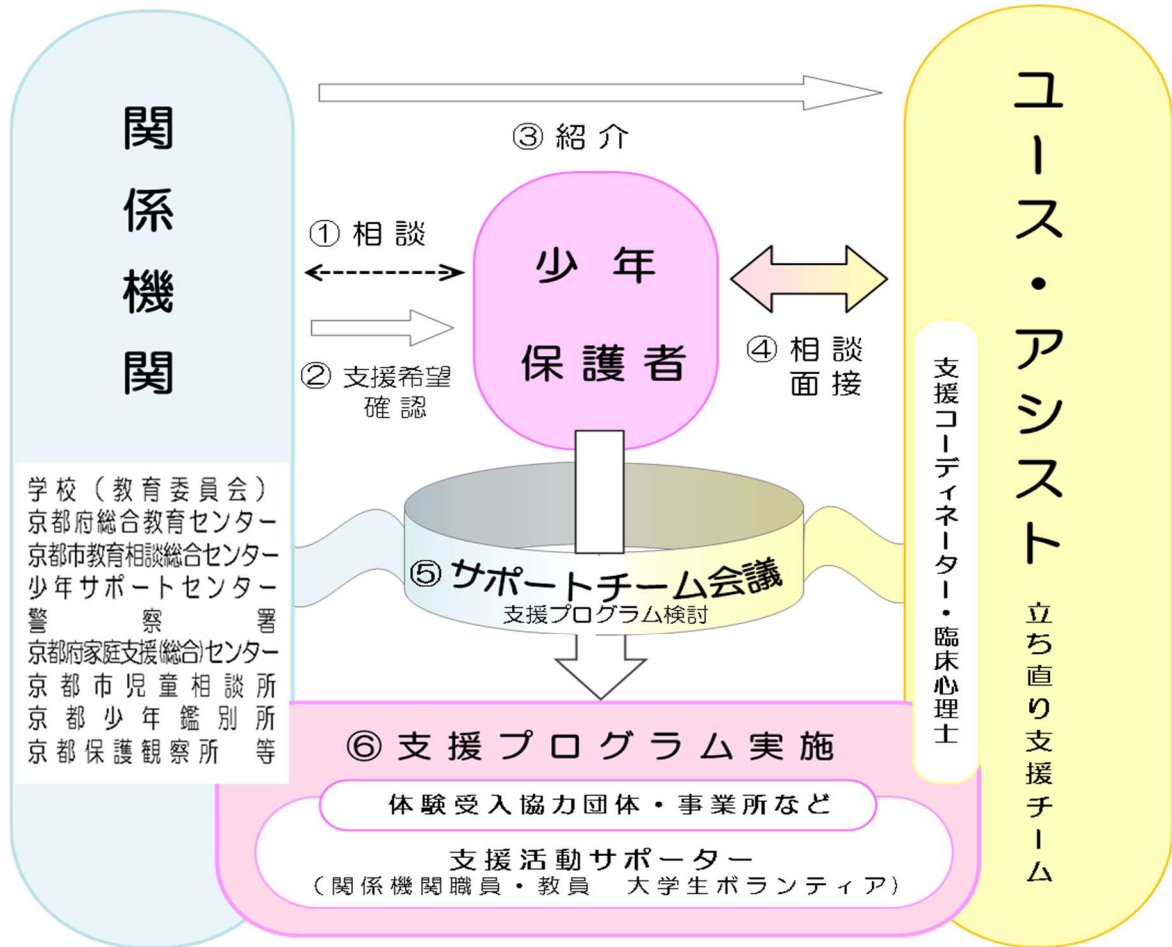
年度	27	28	29	30	R01	R02	R03
寄り添い型支援	69	73	67	64	54	40	40
家庭裁判所係属中 少年への支援	68	40	58	37	45	46	50
計	137	113	125	101	99	86	90
ユース・コミュニティ (延べ参加人数)	1, 285	1, 639	2, 134	2, 192	1, 770	1, 620	1, 352
	※						

※平成 27 年度はモデル事業のため 2 箇所で開催

(2) 関係機関との連携

関係機関が一体となったネットワーク体制を構築し、より効果的な立ち直り支援を行うため「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進会議」を設置し、情報共有や意見交換を実施(令和 3 年度開催状況: 1 回(書面)開催)

支援フロー（寄り添い型支援）



「ユース・コミュニティ」利用の流れ

